

鳥取県住宅供給公社宅地等購入者紹介報奨金交付制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）の宅地等（宅地分譲事業及び分譲住宅事業の対象物件をいう。）の販売を促進するため、購入希望者を紹介した者（以下「紹介者」という。）に対し、報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の交付対象者及び額)

第2条 報奨金の交付対象者は、宅地等の購入希望者を紹介した個人とする。ただし、次に該当する者は、交付対象者から除外するものとする。

(1) 申込み本人の家族

(2) 宅地建物取引を業とする者及びその社員

(3) 公社と（社）鳥取県宅地建物取引業協会との間で締結した協定書に基づき斡旋された購入希望者を紹介した者

(4) 公社職員及びその家族

2 報奨金の交付額は、次のとおり定めるものとする。

交付額 対 象 者

5万円 購入希望者を紹介するにあたり、公社に多大な貢献した者

(交付条件)

第3条 報奨金の交付は、購入希望者と分譲契約が成立し、宅地分譲にあつては譲渡代金の全額、分譲住宅にあつては譲渡代金の1割相当額が支払われた後とする。

2 前項の交付は、1宅地等につき1名に限るものとする。

(交付申請)

第4条 紹介者は、購入者が申込書を提出すると同時に、購入者紹介書兼紹介報奨金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(交付決定)

第5条 前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査、認定したときは、第3条に規定する交付条件の成立後、申請者に対し交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(報奨金の交付)

第6条 紹介者は前条の交付決定を受けた場合、報奨金交付請求書(様式第3号)を提出するものとする。

2 前項の請求書に基づき、報奨金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。